

令和4年第3回定例会

経済建設常任委員会会議録

(令和4年9月13日)

栄町議会

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程

令和4年9月13日（火曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

請願第1号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設
業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改
正を求める国への意見書を求める請願書

出席委員（7名）

委員長	大野信正君	副委員長	大塚佳弘君
委員	藤村勉君	委員	大野博君
委員	早川久美子君	委員	石橋善郎君
委員	塚田湧長君		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

紹介議員	大塚佳弘君
参考人	千葉土建一般労働組合佐倉支部執行委員長 福原 八郎 君
	千葉土建一般労働組合佐倉支部書記長 松島 晃一 君

出席議会事務局

事務局長	大熊正美君	書記	藤江直樹君
------	-------	----	-------

◎ 開 会

○委員長（大野信正君） ただいまから、経済建設常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大野信正君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託された案件は、請願第1号アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書です。

請願第1号を議題といたします。

お諮りします。請願第1号は、審査の必要から紹介議員の出席及び参考人として、千葉土建一般労働組合佐倉支部執行委員長の福原八郎さん、同じく佐倉支部書記長の松島晃一さんの出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（大野信正君） 異議なしと認めます。よって、紹介議員及び参考人の出席を求めることに決定いたしました。

[紹介議員及び参考人着席]

○委員長（大野信正君） 大塚議員、参考人にはのちほどご説明をお願いします。

初めに、請願文書表の朗読を書記にお願いします。

[書記請願文書朗読]

○委員長（大野信正君） 朗読が終了しましたので、紹介議員の大塚議員に本請願の説明を求めます。大塚議員。

○紹介議員（大塚佳弘君） 千葉土建一般労働組合佐倉支部から要望を受けましてアスベスト被害者の全面的救済が必要であると考え、意見書を提出することといたしました。私からは意見書の案文を朗読させていただきます。

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書。

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を

支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁判所によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判所判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

一応、読み上げましたけども詳しい説明を千葉土建一般労働組合佐倉支部にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（大野信正君） 福原参考人。

○参考人（福原八郎君） まずは、みなさま栄町議会のみなさん本当に貴重な時間をちょうだいいたしまして、請願の機会をつくっていただき誠にありがとうございます。私は、千葉土建一般労働組合佐倉支部執行委員長をしております福原と申します。今日はよろしくお願ひします。

○参考人（松島晃一君） 同じく、千葉土建一般労働組合佐倉支部書記長をやらせていただいています松島と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから説明させていただきます。このような場、中々慣れていないものでうまく説明できるかわかんないんですけども、よろしくお願ひいたします。

今、請願のほう読み上げていただいたんですけども、建設アスベストに関しては約13年間ずっと戦って参りました。それが去年ですね、2021年5月17日に最高裁判所のほうで一陣で判決が出まして、翌5月18日には、当時の菅総理大臣が原告に対して国として謝罪のほうをして、翌6月にはいわゆる建設アスベスト給付金法とういのが成立されています。その中でですね、今回請願で訴えたいところがですね、最高裁判所では国と建材メーカーの責任が断罪されているにも関わらず、この建設アスベスト給付金法に拠出しているのは国のみなんです。そこにやはり建材メーカーの拠出を求めるところになります。建設アスベスト給付金法には附則の第2条に国は国以外のものに対する特定石綿被害建設業務労働者等に対する賠償責任、その他の石綿被害者労働者に対する補償の在り方について検討するとなっているんですけども、国は国以外のものによるっていう文言があるんですね。その当時厚生労働大臣のほうに国以外とは何ですか。という記者会見で質問がありました。その時に厚生労働大臣のほうで、田村厚生労働大臣ですね当時、アスベスト建材メーカー全体を指しますと、言うような発

言をされております。国以外というのはアスベスト建材メーカーの全体を指しますという形でございます。と言うところもありますのでこちらの請願になります。今国は、全国で継続してやっているこの建設アスベストの裁判というのは一陣、二陣、三陣と四陣まで今あるんですけども、継続して行われている裁判については、どんどん和解に応じているという状況になっております。片やアスベスト建材メーカーは和解に応じていない。引き続き行われている裁判については行われていないというような状況になります。その理由としては、私どもの考えになるんですけども裁判を引き延ばす的などころがあるのかなあという考えもありまして、というのも実際に原告で戦っているアスベスト被害のかたがたですけども、すでにですね7割のかたが亡くなっているんですね。呼吸器の装置をつけて裁判に参加したりとかたもいらっしやいます。なぜ私達がこういうの訴えるかという、やはり原告の方達には時間というものが無い。限られているという現状とかもありますので一刻も早く被害の方達を救いたいというところで今回の請願を出させていただきました。

○委員長（大野信正君） 只今、松島さんからご説明がありましたけども紹介議員の大塚さんからの説明ともどもご質問がありましたら、質問ございますか。塚田委員。

○委員（塚田湧長君） 塚田です。二点お伺いしたいんですけど、まず今回の意見書によって法を改正するということを主張するわけですけど、どのような改正というようなことは具体的に提示されるかたちなんでしょうか。どこを改正するとか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 具体的にというのが一つに建設アスベスト給付金法への拋出を建材メーカーにも求める。建材メーカーも含めてということですね。拋出を求める。今、国は勿論拋出するんですけども国と国以外のもという文言ですね。正直言うと国だけなんですけども。国と国以外のもというところで、国以外のもというのは建材メーカーを指す。最高裁で断罪されている事実があるので国と建材メーカーに対して、拋出を求めるというというような改正ですね。

○委員長（大野信正君） 塚田委員。

○委員（塚田湧長君） そうするとですね今、国以外ということのかたまりで言われている抽象的な言い方をされているから具体的にメーカーのほうで、責任を取るべきである、取らせるといような支給法と言うんですか。そういうものに変えましょうなんです。その場合建材メーカーというのは具体的これも抽象的なような気がするんですけど相手は何か組織的なものなんですか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 最高裁判所での判決がされたのが11社あるんですね。具体的に言うとニチアスとか太平洋セメント、日鉄ケミカル、エム・エム・ケイ、日本パルカー工業、エーアンドエーマテリアル、大建工業、ノザワ、神島化学工業、日東紡績、

日本インシュレーションですね。具体的にあるんですね。最高裁判所での判決で細かいことで言うともっと小さい建材メーカーはあるんですけどもこの今言った11社と言うのがいわゆる当時アスベストの建材を使っていた大手に該当するような企業が中心でこの11社に関しては責任を最高裁判所で認められていると言うところですね。

○委員長（大野信正君） 塚田委員。

○委員（塚田湧長君） 今の11社を具体的に指名して、そこで給付金をあなたがた負担しなさいという法改正にしたいということですか。その他に文面の中にですね。20年間除斥期間で言いますか、これを撤廃する。もうちょっと長くする。それから屋外の対象者を対象に入れるとその点についても明文化されて何か出されるんですか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 明文化というか、ここが対象外になっているのでそこを排除してもらいたい。というのも2点ありましてアスベスト被害というのは目に見えない被害で実際に建設現場で働いていた屋外といっても、小さい場所での屋外作業とかがもう除斥されているんですけどもそこで実際アスベスト被害にあっている被害者という方も多くいらっしゃるし、この20年間の除斥期間というのもアスベストというのは吸ってから20年から30年発病までかかると言われているんですね。今でも検診とか二次検診とかでアスベストとして判断されている方とか、いわゆる中皮腫という病気ですね。判断されている方というのがあるので、アスベストという特性でいうと20年間というのは短すぎるのではないかというところですね。

○委員長（大野信正君） 塚田委員。

○委員（塚田湧長君） 20年間を除斥期間を具体的に伸ばすとかそういうふうな出し方をされているんでしょうか。ということを知りたかった。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 正直いいますと20年間という除斥期間を撤廃してもらうのが一番の要望であります。ただ少なくとも20年か30年症状が出るまでがかかるところで20年30年というところはしていきたいというところでありましてね。撤廃が目標ではないということです。

○委員長（大野信正君） 他に質疑ありますか。藤村委員。

○委員（藤村勉君） アスベストそのものというのは今言ったように発症するまで20年以上かかってくると思うんですよ。私も建設関係に携わっているんですけどやっぱりアスベストで亡くなった方もおります。ただ個人的にはもう今、救済はあるんですよ。大手のアスベストを造っている会社にもその責任を負えということなのかな。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 建設アスベスト給付金法というのが個人的なものになると思

うんですけれども、国が抛出しているというところですね。お金の問題云々というよりもやはり被害者とか今の現状ですと遺族の方とかも多いんですけれどもやはり建材メーカーの責任を認めてもらいたいという気持ちがすごく大きいですね。

○委員長（大野信正君） 藤村委員。

○委員（藤村勉君） 今だからアスベストって大騒ぎしていますけれども一番最初にアスベストが出来た時にはっきり言ってこんな風な病気になるってことは解ってないですよ。だからみんな国のオクケーしてるし、私なんかもはっきり言ってアスベストの中で相当仕事やっていたほうなんです。おかげさまで今のところまだ出てないんですけど。当時はこういう風になるの解らないで製造しているわけですよ。その辺会社の責任はどうだって言われるとね。はっきり言って会社も困ったなというところじゃないですかね。

○委員長（大野信正君） 石橋委員。

○委員（石橋善郎君） 自分らも解体のほうやっていたんで、アスベスト大分ご馳走うになっていましたけど、アメリカのほうでほとんどから輸入していたんですよ。あれはアメリカでは危険だということで一回中止になったんですよ。それから日本の政府がそのところ救済するような感じでアスベスト入れたんですよ。だから会社っていうのは関係ないと思います。国が悪いから国が出せばいいわけですよ。そう思います。自分たちもまだ20年間解体のほうやっていたんでかなりアスベストご馳走になりました。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） まず最初のご意見いただいた以前はアスベスト当たり前のよというお話だったと思うんですけれども、まさにそこがこの裁判の議論の肝になっているところで、1900年代には世界的にはアスベストっていうのはもう使用禁止になっていたんですね。ただ日本は建材メーカーも含めて国のほうでアスベストの入った建材を使わないと逆にダメですよっていう状況で来ていたところが元々の裁判の国と建材メーカーの責任があるかっていうところのキーとなるところになってきます。

裁判の中で国も使わないと。耐火性に優れているんですね。アスベストを含んだ建材というのは。安価で耐久性に優れているということでそれを基本的に使うというのがずっとなっていました。先ほどおっしゃったように大量に輸入しているというところもあってそこに建材メーカーの在庫に対するものがあるかというのがずっと裁判で審議されていた中で国と建材メーカーの断罪されたというところをご理解いただきたいなと思っております。

○委員長（大野信正君） 他にありませんか。早川委員。

○委員長（早川久美子君） 先ほど原告の7割の方がもう今亡くなられていると話されていらっしゃっていたんですけれども、今この段階でどれくらいの方がアスベストの被害

を受けたという人数的なものというのは解りますか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） アスベストの被害というのは労災認定されたという方ですと、令和元年度の状況ですと全体で千人ちょっとですね。千二、三百人で、その内、建設業と製造業が主な業種になるのかなと思います。6割から7割くらいが建設業、2割から3割が製造業、その他の業種の方も若干いらっしゃるということですね。

○委員長（大野信正君） 早川委員。

○委員（早川久美子君） 被害を受けられたかたがたの声といいますか実際にどのようなことが困っているのかとか直接お話を聞いたとかあるんですか。どのくらいの方に声をかけられたんでしょうか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 軽い話とかも合わせて10人くらいですかね。一陣、二陣、三陣、四陣と裁判が続いているんですけども、その裁判の記述日行動とかにも私参加させていただくんですけども、そこでお話させていただいたりとかというのと千葉土建の佐倉支部で私達やっているんですけども佐倉支部の所属の組合員さんでも実は今度四陣で原告を出しているんですね。遺族原告です。もうご本人は亡くなられたんですけど、そこで遺族の方とかとは当時の状況であるとか、かなり深く話しています。

○委員長（大野信正君） 早川委員。

○委員（早川久美子君） ありがとうございます。実際に栄町、すごく絞っちゃうんですけど、町の中ではその被害にあわれた方というのは、どのくらいいらっしゃるかというのわかりますか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 栄町の中でいうところの中で言うと具体的に解らないですね。補足でいうと千葉土建佐倉支部という、栄町と佐倉市と酒々井町というのが管轄になって、当然私どもの組合員さんというのも栄町にも多くいるんですね。その栄町の組合員さんの中では、まだ労災認定された方というのはいらっしゃらない。

○委員長（大野信正君） 大塚委員。

○委員（大塚佳弘君） 栄町の被害者につきましては、私は1件しか聞いていないんですけど、鉄骨関係の人で私の作業小屋も建ててくれた人だったんですけども、その方も肺気腫で亡くなったとは聞いています。

○委員長（大野信正君） 藤村委員。

○委員（藤村勉君） 確かに、労災認定にされないとかこれ本当にならないんだけども、はっきり言って苦しくて亡くなっちゃったと、労災認定まで皆いかないんですよ。そこまで持って行ってないんですよ。今、大塚委員が言ったように鉄骨屋さんなんか私の仲

間なんですけども、それも結局最終的にわかったのがアスベストだということで最終的に亡くなっちゃったんですけども、それだってたぶん労災認定はしていないと思うんです。病院に入って本当にアスベストなのかどうかというのが、そこまでいくのにもものすごく時間がかかるんですよ。医者でもなかなか判断出来なくていろんな検査やって最終的にアスベストだという形になるんですけども、そこがだいたい解るくらいのところで皆亡くなっちゃうんですよ。ですから確かにこれは本当に大変だし当然長い入院なんかもしますからね。当然法改正して全部国なりメーカーならメーカーにも出資するという形をとってもらいたいなと私は思います。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 今、ご意見頂いた中で労災認定というのは凄く大変です。建設業に従事している方でしたらまず100パーセントはアスベストは少なからずは吸っていると思うんですね。症状が出る出ないは別にして、ただそれが労災に行くかどうかというのはすごくハードルが高いです。おっしゃったようにアスベストの専門医というのは全国に数えるほどしかいないです。千葉土建の中では健康診断の時に細かくアスベストを診て症状とか形跡があるという方は個別に東京のほうにあるアスベスト専門医の先生に本人の承諾を得て診て、そこでその先生がこれだったら労災認定行けるかどうかとある程度のラインがあるんですけども、そういうアドバイスを受けて、ある程度の労災認定をさせていただいている。労災認定でも一つハードルが高くなるのが職歴を全部出さなくてはならない。先ほど20年から30年症状が出るまでおっしゃいましたけども20年前30年前一人親方とかやっていた時にいつからいつまでどこの現場でどういう仕事をしていたかというのを全部書き出さなきゃならない。そういう意味では労災認定というのはハードルが高くて1年から1年半ぐらい認定されるまでかかることはざらにあります。正直千葉県というのは全国的に見ても断トツにアスベストの労災認定が低い県となります。アスベスト労災認定に関しては千葉県は通りにくいというのはも関東の中では断トツで通りにくいところがあるので、労災認定のハードルは高いですね。一応補足でした。

○委員長（大野信正君） 塚田委員。

○委員（塚田湧長君） 今の認定の話が出ましたね。実際に給付金が足りないとかってお話なんですけど、今の認定をする組織的なもの權威を持ったそういう機関を造っていないんですか。結局50年何十年という過去のデータを揃えなくてはいけない。大変な作業だと思うんですね。これをいわゆる病気になった方がそういうものをやるのは大変だから認定をする組織と言ったらいいのかな。そういう組織的なものがあるから、メーカーなり国なりに対しての訴えて言いますかね。そういうようなものがあったらもっと明確になるんじゃないかなと思うんですが、今の認定組織というのはあるんでしょ

うかね。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 認定組織というよりも私達千葉土建というのは労災認定に向けて動いているというところですね。実際にもう症状がある方とか親族の方とかに協力して聞き取りとかした時もあるんですけども、症状とかが出てきてしまうと、正直聞き取れる状況ではないんですね。ご本人から声も出せないという状況で記憶もそうなんですけど、ですから今、千葉土建でやっているのはアスベストの作業特化的にやっていたような吹付とかもそうなんですけども今のうちに症状でないのが一番いいんですけども今の内うちに職歴というのを全部取りましょうと言う形で職歴ノートみたいのとういのは活動としてやっております。先ほど言った健康診断での二次読影というところですね。全国での専門医というのはそんなにいないとお話しましたがけども、どうしても一般の病院でレントゲンとかでアスベストの影とかがあったとしても一般のお医者さんはそんなに自身なければアスベストというそう断言、お医者さんであればこれそうかなと解ると思うんですけどその世界でアスベストのほうであまり特化していない先生だと診断書になかなか診断書にアスベストと書くことは少ない。そういう症状があった時にはアスベスト専門医の先生の病院受診をおすすめするという運動はさせていただいております。

○委員長（大野信正君） 藤村委員。

○委員（藤村勉君） 今回の請願に関してはそこまで健康被害関係まで言ってる訳ではなくて、要するにアスベストそのものを国だけじゃないよとメーカーがそれを負いなさいよということなんで、この先また健康被害で今回の請願に関してはそれだと思いますので私はよく解りました。

○委員長（大野信正君） 参考人福原さんよろしいですか。何かご意見ございましたら。

○参考人（福原八郎君） これまで松島が代表で説明いたしましたけども、20数年前に兵庫県の尼崎市の神崎というところでクボタ鉄鋼の工場がありましてそこで神崎工場というところで工場周辺の住民で肺がんの類いの病気が増えておかしいということで検診していったところアスベストの物質が原因でその病気になったということがありまして、それに対して労災認定をした方に限ってではあるんですがクボタ鉄鋼が被害者の方達に賠償しているという事実もありますので、その時は一つのメーカーでしたけども先ほど説明しました現時点で11社相手に対して裁判行われておりますけども早期に各企業が責任の範囲を認めて頂いて是非賠償のほうの流れになればいいなということで私達も今一組合員として佐倉支部だけではなくて千葉土建として皆で力を合わせてやっているところであります。

○委員長（大野信正君） ありがとうございます。他に質疑ございませんか。松島参考

人。

○参考人（松島晃一君） 一言言わせていただきます。今日はお時間ありがとうございました。今回訴えさせていただいたのが千葉土建として建設業に従事している方達の組合なんですけど、そういう視点でメインで訴えさせていただいて建設アスベスト給付金法というのでもアスベストの労災認定された方が対象になるのかなと思うんですけども、昭和40年代、50年代に建てられた一般のこのあたりのお家とかもほとんど瓦とかにはアスベストとか含まれております。今後解体とか古い家とか改修解体工事になるとアスベスト問題というのは私達建設業だけじゃなくて広く一般にやはりもっと問題意識を持たなきゃなんないことなのかなと思っております。実際に幼稚園の改修工事でアスベストが舞っちゃったという事件とかもあったりするので、そういう意味では世論にこのアスベスト問題っていうのもやはり知ってもらいたいという思いもありますので何卒よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（大野信正君） 大熊議会事務局長。

○議会事務局長（大熊正美君） 一つ事務的な話になってしまいうんですけど意見書の中で先ほどよりアスベスト建材製造業者11社っていういろいろあったんですけど時点修正で10社から11社に変わったということでもよろしいですか。裁判の時は判決の時には10社だったということですか。

○委員長（大野信正君） 松島参考人。

○参考人（松島晃一君） 11社と争っていたんですけども最高裁判所で賠償を求める判決が下ったのがその内10社ということですね。10社が正解です。

○委員長（大野信正君） 大熊議会事務局長。

○議会事務局長（大熊正美君） 今回、法律上に位置付けるというか建材建設企業も10社という考え方で法律の改正ということですか。

○参考人（松島晃一君） ここでいうとそうですね。今の現状でいうと最高裁判所で認められた部分ということですね。

○委員長（大野信正君） 大熊議会事務局長。

○議会事務局長（大熊正美君） そうということですね。解りました。ありがとうございました。

○委員長（大野信正君） これにて質疑を終わります。大塚議員及び参考人はお疲れ様でした。大塚議員は自席にお戻りください。参考人は退席してください。お疲れ様でした。

紹介議員、参考人の説明及び質疑応答を踏まえ本請願に対し委員各位からの意見を含めた討論をお願いします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大野信正君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。請願第1号アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔委員挙手〕

○委員長（大野信正君） 挙手多数。よって、請願第1号アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書は採択とすべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（大野信正君） 以上で、経済建設常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

次にその他ですが、せっかくの機会でございます。何かございませんか。藤村委員。

○委員（藤村勉君） 事務局に聞きたいのですが、請願者今回大塚議員が経済建設で経済建設の案件を大塚さんが紹介者になるっていうことだよな。それ申し合わせかなんかでダメだったことになっていなかったかな。できる限り同じ経済建設なら経済建設の中で紹介議員になるのはやめよう。

○書記（藤江直樹君） 委員長は自分のところの紹介議員になれないだったと思いますが、後で確認しておきます。

○委員長（大野信正君） 事務局確認をお願いします。

本件とは別件で一つその他でね。皆さんにお諮りしたいことがあるんですがよろしいでしょうか。経済建設常任委員会としてですね町内にある飲食店がね実は栄町で飲食する機会というのはほとんど町外に行かれています。2パーセントの方しか町内で飲食をしていないということだそうなんです。ほとんど成田市、印西市で飲食をされていて栄町の飲食店は大変などどん売り上げ落ちてまして件数も落ちていまして、今日ご意見伺いたいと思いましたが経済建設常任委員会として地元にあります飲食に携わっている業者の皆さんとか、飲食部会とかあるんですけどそんな皆さんとの懇談等意見を調整できるような機会を設けて町民の皆さんのご意見聞けるような場所として、場面として経済建設常任委員会をお話を伺える機会というのがあったらいいんじゃないかと思うんですけど皆さんのご意見いかがでございましょうか。

実際に同じような人口で横芝光町約2万人ちょっといるんですけどそこで28パーセントそれから酒々井町も24パーセントという中で飲食のチャンスがあるんですけど栄町だけぐっと下がって2万人以上いる人口の町としては2パーセントしか地元の皆さんが栄町の中で飲食していないという状況です。どういったことをその業界の皆さんと話し合ったらいいかはまだ定

かではないんですけど、いろいろ生の声を聞きながら少しでもですね経済建設常任委員会としてお役に立てることがあったらそういった話し合いの場を設けたらいかがと思っているんですけどもいかかでしょうか。今日突然のことでありましたらとりあえずお持ち帰りということで一度ご検討していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって経済建設常任委員会を閉会といたします。以上です。

午後2時18分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年11月8日

経済建設常任委員会委員長 大野 信正